

道路運送法に基づく輸送の安全確保命令及び旅客の利便確保命令の発動基準について（平成14年4月17日国自総第24号・国自旅第10号）新旧対照表

新	旧
<p>国自総第24号 国自旅第10号 平成14年4月17日 一部改正 平成16年6月30日 一部改正 平成18年9月15日 一部改正 平成19年5月1日 一部改正 平成20年6月13日 一部改正 平成21年9月29日 一部改正 平成25年9月17日 一部改正 平成26年1月24日 一部改正 平成28年11月18日 <u>一部改正 平成29年1月13日</u></p>	<p>国自総第24号 国自旅第10号 平成14年4月17日 一部改正 平成16年6月30日 一部改正 平成18年9月15日 一部改正 平成19年5月1日 一部改正 平成20年6月13日 一部改正 平成21年9月29日 一部改正 平成25年9月17日 一部改正 平成26年1月24日 一部改正 平成28年11月18日</p>
<p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車交通局長</p>	<p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車交通局長</p>
<p>道路運送法第27条第4項の規定に基づく輸送の安全確保命令 及び旅客の利便確保命令の発動基準について</p> <p>道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第27条第4項の規定に基づき、旅客自動車運送事業者に対し、輸送の安全を確保するために必要な措置を講ずるべきことの命令（以下「輸送の安全確保命令」という。）及び旅客の利便を確保するために必要な措置を講ずるべきことの命令（以下「旅客の利便確保命令」という。）を行う際の基準を定めたので、これらの命令を発動する場合は、この基準によることとされたい。</p> <p>なお、本基準は、平成14年4月17日以降に輸送の安全確保に関する違反又は旅客の利便確保に関する違反により下記の要件に該当することとなったものから適用するものとする。</p>	<p>道路運送法第27条第3項の規定に基づく輸送の安全確保命令 及び旅客の利便確保命令の発動基準について</p> <p>道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第27条第3項の規定に基づき、旅客自動車運送事業者に対し、輸送の安全を確保するために必要な措置を講ずるべきことの命令（以下「輸送の安全確保命令」という。）及び旅客の利便を確保するために必要な措置を講ずるべきことの命令（以下「旅客の利便確保命令」という。）を行う際の基準を定めたので、これらの命令を発動する場合は、この基準によることとされたい。</p> <p>なお、本基準は、平成14年4月17日以降に輸送の安全確保に関する違反又は旅客の利便確保に関する違反により下記の要件に該当することとなったものから適用するものとする。</p>
<p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 法第27条第4項の「輸送の安全が確保されていないと認めるとき」とは、次のいずれかに該当することとなったときをいう。 (1) 「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 法第27条第3項の「輸送の安全が確保されていないと認めるとき」とは、次のいずれかに該当することとなったときをいう。 (1) 「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平</p>

成25年9月17日付け、国自安第138号、国自旅第218号、国自整第162号。以下「乗合の処分基準」という。）、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成28年11月18日付け、国自安第157号、国自旅第227号、国自整第220号。以下「貸切の処分基準」という。）及び「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月29日付け、国自安第60号、国自旅第128号、国自整第54号。以下「乗用の処分基準」という。）による事業者単位での違反点数の累計が20点超である事業者（当該違反点数の中に輸送の安全確保に関する違反（法第22条の2第1項、第4項及び第6項、第23条第1項、第23条の5第2項及び第3項並びに法第27条第3項の規定に基づく旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。）第14条、第15条（第3号に係るものを除く。）、第20条から第22条第1項まで、第23条から第28条の2まで、第35条及び第36条まで、第37条第1項及び第2項まで、第38条、第41条、第42条第2項（第52条第15号並びに第53条第5号及び第6号に係るものを除く。）、第43条、第45条から第47条まで並びに第48条の2から第48条の4第1項までの規定に係る違反をいう。以下同じ。）によるものを含まない場合を除く。）であって、乗合の処分基準1.(10)及び乗用の処分基準1.(11)に基づく出頭要請を拒否し、又は事業の改善状況の報告を行わない者が、出頭要請から1年以内に再度法第40条の規定に基づく自動車等の使用停止処分以上の輸送の安全確保に関する違反を行った場合。

(2)～(11) (略)

(12) 貸切の監査方針に規定する特別監査又は一般監査において、輸送の安全に関わる緊急を要する重大な法令違反であって次のいずれかに該当するものを確認した場合。

(ア) (略)

(イ) 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第21条第5項の規定に違反して、全運転者が健康診断を受診していない場合。ただし、直近1か年の受診を確認できない場合であっても毎年度の定期的な受診を確認できる場合を除く。

(ロ) 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第38条第1項及び第2項の規定に違反して、運転者に対して指導監督及び特別な指導を全く実施していない場合。

(ハ) 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、道路運送車両法第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在（選任なし）の場合であって、営業所に配置している全ての事業用自動車について同法第48条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合。

(13) (略)

2. 法第27条第4項の「旅客の利便が確保されていないと認めるとき」とは、次のいずれかに該当することとなったときをいう。

(1) 乗合の処分基準、貸切の処分基準及び乗用の処分基準（以下「行政処分等の基準」という。）による事業者単位での違反点数の累計が20点超である事業者（当該違反点数の中に旅客の利便確保に関する違反（法第27条第3

成25年9月17日付け、国自安第138号、国自旅第218号、国自整第162号。以下「乗合の処分基準」という。）、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成28年11月18日付け、国自安第157号、国自旅第227号、国自整第220号。以下「貸切の処分基準」という。）及び「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月29日付け、国自安第60号、国自旅第128号、国自整第54号。以下「乗用の処分基準」という。）による事業者単位での違反点数の累計が20点超である事業者（当該違反点数の中に輸送の安全確保に関する違反（法第22条の2第1項、第4項及び第6項、第23条第1項、第23条の5第2項及び第3項並びに法第27条第2項の規定に基づく旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。）第14条、第15条（第3号に係るものを除く。）、第20条から第22条第1項まで、第23条から第28条の2まで、第35条及び第36条まで、第37条第1項及び第2項まで、第38条、第41条、第42条第2項（第52条第15号並びに第53条第5号及び第6号に係るものを除く。）、第43条、第45条から第47条まで並びに第48条の2から第48条の4第1項までの規定に係る違反をいう。以下同じ。）によるものを含まない場合を除く。）であって、乗合の処分基準1.(10)及び乗用の処分基準1.(11)に基づく出頭要請を拒否し、又は事業の改善状況の報告を行わない者が、出頭要請から1年以内に再度法第40条の規定に基づく自動車等の使用停止処分以上の輸送の安全確保に関する違反を行った場合。

(2)～(11) (略)

(12) 貸切の監査方針に規定する特別監査又は一般監査において、輸送の安全に関わる緊急を要する重大な法令違反であって次のいずれかに該当するものを確認した場合。

(ア) (略)

(イ) 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第21条第5項の規定に違反して、全運転者が健康診断を受診していない場合。ただし、直近1か年の受診を確認できない場合であっても毎年度の定期的な受診を確認できる場合を除く。

(ロ) 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第38条第1項及び第2項の規定に違反して、運転者に対して指導監督及び特別な指導を全く実施していない場合。

(ハ) 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、道路運送車両法第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在（選任なし）の場合であって、営業所に配置している全ての事業用自動車について同法第48条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合。

(13) (略)

2. 法第27条第3項の「旅客の利便が確保されていないと認めるとき」とは、次のいずれかに該当することとなったときをいう。

(1) 乗合の処分基準、貸切の処分基準及び乗用の処分基準（以下「行政処分等の基準」という。）による事業者単位での違反点数の累計が20点超である事業者（当該違反点数の中に旅客の利便確保に関する違反（法第27条第2

項の規定に基づく運輸規則第2条第2項及び第3項、第3条から第12条まで、第15条第3号、第16条から第19条の2まで、第29条、第37条第3項及び第4項まで、第39条及び第40条まで、第42条第1項、同条第2項（第52条第15号及び第53条第5号から第7号までに係るものに限る。）並びに第44条の規定に係る違反をいう。以下同じ。）によるものを含まない場合を除く。）であって、乗合の処分基準1.(10)、貸切の処分基準1.(10)及び乗用の処分基準1.(11)に基づく地方運輸局等からの出頭要請を拒否し、又は事業の改善状況の報告を行わない者が、出頭要請から1年以内に再度法第40条の規定に基づく自動車等の使用停止処分以上の旅客の利便確保に関する違反を行った場合。

(2)～(4) (略)

3. ～6. (略)

附 則 (略)

附 則 (平成29年1月13日 国自安第196号、国自旅第327号 一部改正)  
この通達は、平成29年1月16日から施行する。

項の規定に基づく運輸規則第2条第2項及び第3項、第3条から第12条まで、第15条第3号、第16条から第19条の2まで、第29条、第37条第3項及び第4項まで、第39条及び第40条まで、第42条第1項、同条第2項（第52条第15号及び第53条第5号から第7号までに係るものに限る。）並びに第44条の規定に係る違反をいう。以下同じ。）によるものを含まない場合を除く。）であって、乗合の処分基準1.(10)、貸切の処分基準1.(10)及び乗用の処分基準1.(11)に基づく地方運輸局等からの出頭要請を拒否し、又は事業の改善状況の報告を行わない者が、出頭要請から1年以内に再度法第40条の規定に基づく自動車等の使用停止処分以上の旅客の利便確保に関する違反を行った場合。

(2)～(4) (略)

3. ～6. (略)

附 則 (略)